改 正 前 改 正 後

第1章 総則

(中略)

(定義)

第2条 (略)

3 この規程において「全学機能組織」とは、総合 生存学館、附属図書館、高等教育研究開発推進センター、総合博物館、組織規程第3章第9節に定 める教育院等(第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。)及び学際融合教育研究推進 センターをいう。

(中略)

第3章 全学教員部における教員選考手続(中 略)

(全学教員部教員選考会議)

- 第14条 全学教員部会議は、教員選考の開始を決定したときは、全学教員部教員選考会議(以下「選考会議」という。)を設置する。
- 2 選考会議の組織及び議長は、全学教員部会議がその都度決定する。

(教員選考調査委員会)

- 第15条 選考会議は、候補者を選考するため、教 員選考調査委員会を設置する。
- 2 教員選考調査委員会は、次に掲げる委員をもって組織し、その合計数は5名程度とする。
 - (1) 第12条第1項の要請を行った全学機能組織 の長又は当該全学機能組織の長が指名する教員
 - (2) その他選考会議が必要と認める者
- 3 前項第2号の委員は、担当理事が委嘱する。
- 4 教員選考調査委員会に委員長を置き、その選出方法は、選考会議が定める。
- 第16条 教員選考調査委員会は、全学教員部会議 において定める教員選考基準及び選考方針に基づ き教員候補者を選考する。
- 2 教員選考調査委員会は、選考した候補者を選考会議の議長に報告する。

(選考会議による最終候補者の決定)

- 第17条 議長は、前条第2項において報告を受けた候補者について、選考会議に附議する。
- 2 選考会議は、当該候補者について審議した上で、 投票により最終候補者を決定する。
- 3 議長は、前項において決定した最終候補者及び その選考手続について、全学教員部会議に報告す

(総合生存学館及び国際高等教育院における特例)

第18条 第14条から前条までの規定にかかわらず、総合生存学館及び国際高等教育院の教員を選考する場合の選考の手続については、当該全学機

第1章 総則

(定義)

3 この規程において「全学機能組織」とは、総合生存学館、附属図書館、高等教育研究開発推進センター、総合博物館、組織規程第3章第9節に定める教育院等(第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。)、高等研究院及び学際融合教育研究推進センターをいう。

第3章 全学教員部における教員選考手続

(全学教員部教員選考会議)

第14条

0

(教員選考調査委員会)

第15条

2

(1) (同 左)

(2)

3

4

第16条

2

(選考会議による最終候補者の決定)

第17条 2 (同 左) 3

(総合生存学館<u></u>国際高等教育院<u>及び高等研究院</u> における特例)

第18条 第14条から前条までの規定にかかわらず、総合生存学館、国際高等教育院及び高等研究院の教員を選考する場合の選考の手続について

改 正 前	改 正 後
能組織の定めによる。	は、当該全学機能組織の定めによる。
2 前項の全学機能組織の長は、同項において決定 した最終候補者及びその選考手続について、全学 教員部会議に報告する。 (後 略)	2 (同 左)
	附則
	この規程は、平成29年4月1日から施行する。